# 旭川市スタートアップ支援補助金募集要領

市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する取組の支援を行います。

- 1 補助の対象となる事業 市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発, 販路開拓に関す る取組に関する事業
- 2 事業の募集期間 令和5年4月28日(金)から令和5年7月14日(金)17:00まで
- 3 応募方法

旭川市経済部産業振興課宛に電子メールで提出してください。 ※申請書受理の返信メールをもって応募完了となりますのでご注意下さい。 ※メールの送信容量が4MBを超える場合は、市で受信エラーが発生するため、 事前にご相談ください。

4 応募書類の入手方法

産業振興課のホームページから入手してください。

(URL: https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d077387.html)

5 提出, 問合せ先

提出先

産業振興課アドレス: sangyo\_hojo@city.asahikawa.hokkaido.jp

問合せ先

旭川市経済部産業振興課

旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階

電話65-7047

6 注意事項

書類の作成及び応募,事業の実施に際しては,<u>本募集要領に記載されている内</u>容を必ず確認してください。

# 目次

Ι	:	事業目的	. 1
Π		事業内容・手続等	. 1
	1	補助の対象となる事業	1
	2	補助の対象となる方	1
		(1) 応募資格	1
		(2) 応募要件	1
	3	補助率及び補助対象経費1~	- 2
		(1)補助率及び限度額1~	- 2
		(2)補助対象経費2~	- 3
		(3) 採択件数	3
	4	審査及び採択	3
		(1) 採択方法	3
		(2) 採択の判断基準	4
		(3) 審査の加点について	4
	5	補助事業の実施等4~	- 5
		(1) 補助金の交付決定 4~	- 5
		(2)補助事業の変更	5
		(3) 実績報告書の提出	5
		(4) 補助金の確定, 支払	5
	6	事業スケジュール5~	- 6
	7	留意していただきたい点	6
		(1) 経理の区分	6
		(2)補助対象経費からの消費税等の除外について	6
		(3) 文書の保存	6
		(4) 事業成果の報告	6
	8	応募書類の提出	6
		(1) 事業の募集期間	6
		(2) 提出方法	7
		(3) 問合せ先	7
		(4) 必要書類	7
		(5) 記入方法及び記入例8~1	0
別	表	(宿泊費上限)	1
マ	D1	他書類・記入例 12~1	5

### I 事業目的

本事業は、市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発、販路開拓に関する取組を 支援することにより、稼ぐ力の強化を図り、地域経済の発展に資することを目的とします。

### Ⅱ 事業内容・手続等

#### 1 補助の対象となる事業

市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発, 販路開拓に関する事業について対象とします。

### 2 補助の対象となる方

#### (1) 応募資格

①市内に主たる事業所を有し、3年以内(※1)に起業・創業を行った中小企業者

業種(主として営む事業)	資本金,常時使用する従業員規模
製造業,建設業,運輸業その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
小売業,サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空	3億円以下又は900人以下
機用タイヤ及びチューブ製造業並	
びに工業用ベルト製造業を除く。)	
ソフトウェア業又は情報処理サー	3億円以下又は300人以下
ビス業	
旅館業	5,000万円以下又は200人以下

- ②市内に主たる事業所を有し、3年以内(※1)に起業・創業を行った個人事業主
- ③これから起業・創業を行い(※2),市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業主
- ④市内で1年以上操業(※3)している中小企業者,個人事業主の事業を承継し,第2創業(事業承継を機に,新たに新分野・新事業に展開)に取り組む中小企業者・個人事業主
- (※1)募集開始日である令和5年4月28日時点で起業・創業から3年以内であること
- (※2)補助対象期間である令和6年1月31日までに起業・創業すること
- (※3)募集開始日である令和5年4月28日時点で市内において1年以上操業していること

#### (2) 応募要件

- ・市税を滞納していないこと
- ・同一年度内に同一申請内容により、本市及び他の公的機関(国,都道府県、独立行政法人、中小企業総合支援センター等)から補助金等を受けている場合は、補助対象となりません。

### 3 補助率及び補助対象経費

(1)補助率及び限度額

補助率は補助対象経費の2<u>分の1以内</u>で、千円未満の端数は切捨てとなります。 補助金の1件当たりの限度額は以下となります。

①成長枠(限度額100万円)

応募資格①に該当する方もしくは③、④のうち中小企業者に該当する方が対象となります。

## また, 応募資格②に該当する方で補助対象期間中(令和6年1月31日まで)に法人化する 場合は対象となります。

- ・新製品、新サービスの展開に必要な設備投資を実施する事業
- ・国内外の展示会等への出展など販路開拓を実施する事業
- ・土地や建物を取得(改修)し、新規で実施する事業

### ②小規模枠(限度額20万円)

応募資格①,②,③,④に該当する方が対象となります。

- ・カタログ、パンフレット、動画の制作やリニューアルなど情報発信に関する事業
- ・テレビ、新聞、雑誌、インターネット広告への掲載など広報に関する事業
- ・新製品、新サービスの展開に向けて専門的知見を活用する事業

## (2) 補助対象経費

補助対象経費は, 補助対象期間(令和5年4月1日から令和6年1月31日まで)に発生し, 支払が完了した次の経費とします。

支払が完了した次の経費とします。								
項目	対象となる経費							
【成長枠のみ】	・機械装置,工具,器具の購入,改良等に要する経費							
①機械装置等購入費								
②原材料・副資材費	・加工原材料や部品等の購入に要する経費							
③外注費	・新製品のデザイン制作,原材料等の加工,設計等を外注する際							
	に要する経費							
	・試作品の性能検査、分析等を外注する際に要する経費							
④工業所有権導入費	・工業所有権の取得等に要する経費							
⑤Web 関連費	・Webページ制作・リニューアルに要する経費							
	・インターネット広告,販路開拓に必要なシステムに要する経費							
⑥広報費	・テレビや新聞、雑誌等への広告掲載に要する経費							
	・パンフレット、チラシ、PR動画等の制作・リニューアルに要							
	する経費							
	※既存のパンフレットの増刷(一部修正による増刷も含む。)や定期広告掲載等に要する経費は対象外とします。							
⑦展示会等出展費	・会場使用料, 出展料(小間料, 造作費), 光熱水費, 出展時リー							
	ス料,運送費等							
8報償費	・アドバイザー等の専門家謝金							
9委託費	・市場調査やその分析など、事業の一部を委託する際に必要な経							
	費							
⑩旅費	・事業の実施に必要な経費(交通費、宿泊費に限る)							
	※視察やセミナー参加等は対象外とします。							
	※交通費は公共交通機関の利用を原則として、補助事業者の旅費							
	規程に基づく実費となりますが、宿泊費の上限は12ページ別							
	表のとおりとなります。 なお、以下の事項について留意すること。							
	なわ, め下の事項について歯思すること。  ア 鉄道賃グリーン料金等 (A 寝台もこれに準ずる。) や航空賃の							
	ファーストクラス料金等、普通料金以外のものは認められな							
L								

	٧١ <sub>°</sub>
	イ 航空賃については全ての搭乗について領収書及び搭乗券半券
	(又は搭乗証明書)を添付することとし,事前購入割引等の割引
	制度を適用して購入した場合は当該購入金額を上限とする。
【成長枠のみ】	・事業の実施に必要な市内の土地・建物取得に要する経費
①土地·建物取得費,	・事業の実施に必要な市内の建物改修に要する費用
改修費	
【成長枠のみ】	・事業を実施するために必要となる市内の土地・建物取得に要す
⑫不動産仲介料	る仲介手数料
③その他市長が特に	①~⑫に掲げる経費以外に、市長がやむを得ないと認めるもの。
認める経費	

#### ※各経費の取扱い

- ○補助申請に伴う計画の策定費用(例:打合せに係る会場費,旅費等)は対象となりません。
- ○飲食費や手数料(振込手数料など)」は対象となりません。
- ○補助対象経費と他経費との区分ができないもの(例:消耗品,コピー代等)は対象となりません。
- ○パソコンの購入など,補助対象事業以外に転用可能な機械装置等にかかる経費は対象とならない場合があります。
- ○事業完了後、領収書等の支出を証する書類を提出できない経費は対象となりません。
- ○企業訪問等の通常の営業活動とみなされる経費は対象とならない場合があります。
- ○旅費については4ページの注意事項を必ず確認していただき,実績報告書提出時に不備が ないようにしてください。
- ○出展等の販売促進活動により利益が発生した場合は、特定収入として補助対象経費から控 除します。あらかじめ御了承ください。
- ○<u>令和6年1月31日までに支払が完了している経費が補助対象経費となります。</u>令和6年2月1日以降に支払となる経費は対象となりません。
- ○経費の考え方や処理については、補助事業事務処理マニュアルを参照してください。

#### (3) 採択件数

成長枠2件程度,小規模枠5件程度を予定しておりますが,予算の範囲内で採択件数は変動します。

#### 4 審査及び採択

### (1) 採択方法

中小企業診断士等の専門家等から構成される審査会で申請書を行い,その結果を踏まえて採択・不採択を決定します。

※申請数が多数の場合は、始めに書類審査を行い、その後に申請者によるプレゼンテーション審査を実施する場合があります。

<u>こ</u>の場合,書類審査を通過し、プレゼンテーションの審査状況を踏まえて、採択・不採択を決定します。

#### (2) 採択の判断基準

次の基準により、総合的に審査します。

- ・事業は、工夫を凝らした独自性や新規性があるか
- 市場ニーズを踏まえターゲットを明確にしているか
- ・事業の内容は実現性が高い内容となっているか
- ・ 本事業の終了後も継続して実施する見込みがあるか
- ・将来的に発展が見込まれるか
- ・事業費の計上は正確であり、必要な金額のみ計上されているか

#### 【成長枠のみ】

- ・他業種他産業への影響等について具体的に記載しているか
- ・今後の正規雇用計画について雇用の要因、雇用予定人数など具体的に記載しているか

#### (3)審査の加点について

- ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書発行を受けている場合
- ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を補助対象期間(令和6年1月31日) までに取得する場合

旭川市 HP(特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書発行) https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/547/d076144.html

・旭川市のデザインプロデューサー修了生※と連携して事業を実施する場合 ※デザインプロデューサー

旭川市では、デザインと経営の両面から、事業や地域の抱える課題にアプローチし、解決に 導く「デザインプロデュースができる人材」育成に取り組んでおり、その修了書を受け取っ た受講者。

デザインプロデューサーの紹介サイト (https://design-asahikawa.jp/designhubmember/)

#### 5 補助事業の実施等

(1) 補助金の交付決定

採択した案件の申請事業者に対して、市から補助金交付決定通知を郵送します。 事業の実施に当たっては、次の点に注意してください。

- ○本事業終了後の補助金額の確定に当たっては、領収書のなど支出を証する書類が必要となります。 オリオ また オース 表 また の また かって (型) また
- ります。支出を証する書類の提出がない経費は、補助対象外経費となりますので御注意ください。
  ○古出な記する書類には古出内記の記載が必要しなります。 毎回書祭に古出内記の記載が必要しなります。 毎回書祭に古出内記の記載がな
- ○支出を証する書類には支出内訳の記載が必要となります。領収書等に支出内訳の記載がない場合は請求書等の内訳が記載された書類も併せて提出してください。
- ○旅費については次の点に注意してください。
- ・実績報告書提出時に出張命令書・出張報告書等の書類を提出していただきます。出張報告書には、出張者、用務先、日付、目的のほか、いつ、誰と、どこで、何をしたかの内容を詳細に記載してください。なお、出張命令書等の様式がない場合には、12~15ページの参考資料を見本に作成するなどして、本補助事業に従事したことがわかるようにしてください。
- ・本補助事業以外の用務が一連の旅費の行程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分してください。

- ・補助対象となるものは、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものが原則のため、 タクシーの使用や最短ルート以外のルートを使用する場合には、出張報告書等に明確かつ 妥当性のある理由を記載してください。
- ・航空賃については、領収書等に併せて搭乗を証明する書類(搭乗半券又は搭乗証明書)の 提出が必要です。搭乗半券等の提出がない場合には補助対象外経費として取り扱います。
- ○補助事業の実施に係る経費は、他の事業等と区別して整理し、事業の報告や検査の際にす ぐ分かるようにしておいてください。
- ○補助対象経費等に疑義が生じた場合には、あらかじめ産業振興課に御連絡ください。

なお、採択された案件については、申請事業者の名称、事業名等について、旭川市ホームページ等で公表します。あらかじめ御了承ください。

#### (2)補助事業の変更

補助事業の内容(事業計画の内容,経費の配分など)を変更しようとするときや,補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ所定の様式で補助事業の変更・廃止申請を提出し、承認を受けてください。ただし、補助金の交付決定額から2割未満の減額となる場合や補助対象経費(細目)の相互間における流用の場合については、補助事業の変更申請は必要ありません。変更が生じる場合には、あらかじめ産業振興課へ御連絡ください。

### (3) 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又は<u>令和6年1月31日まで</u>のうちいずれか早い日までに、所定の様式で実績報告書を提出してください。

なお、対象経費の支払は、実績報告書を提出する時点で完了していなければなりません。

#### (4)補助金の確定,支払

実績報告書に基づき対象経費の審査を行い、補助金額を確定し書面にて通知します。

補助金は金額の確定後,補助事業者からの請求により支払うことを原則としますが,要望や 実態等を勘案の上,補助金交付決定額の全部又は一部を概算払とすることも可能です。この場 合,産業振興課へ御相談ください。

### 6 事業スケジュール

時期申請者		市
	①申請書類の作成(産業振興課	
4月28日	ホームページからダウンロード   してください。)	
~7月14日	②申請書類の提出	
		②中建書類の体図, 必ず家木
7月下旬~8月下 旬頃	<ul><li>④審査会でプレゼンテーション を実施する場合があります。</li></ul>	③申請書類の確認・形式審査 ④審査会で採否の決定 ⑤採択事業者へ補助金交付決定通知
	⑥補助事業の実施	
事業完了後		
30日以内 <b>※1月31日まで</b>	⑦実績報告書の提出	

実績報告書提出後	2

- ⑨必要に応じ実地調査の受検
- ⑪補助金請求書の送付
- ⑬補助金の受領

- ⑧書類審査
- ⑨必要に応じ実地調査実施
- ⑩補助金確定通知の送付
- ⑩補助金の支払

### 7 留意していただきたい点

#### (1) 経理の区分

補助事業において発生した収入,支出については、その経理を補助事業者における他の事業と区分して整理し、必要なときに補助事業に係る費用であることがすぐに分かるようにしてください。(補助対象経費の支払方法は、銀行振込としてください。現金支払いは補助対象となりません。)

そのため、領収書、銀行の振込依頼書がなるべくこの事業専用となるよう処理し、他の業務 と混同のないようにしてください。

実績報告書提出時に領収書,銀行の振込依頼書等の支出を証する書類を添えて提出していた だきます。

(2) 補助対象経費からの消費税及び地方消費税額(以下,消費税等という。)の除外について 補助金額に消費税等が含まれている場合,交付要綱に基づき,消費税等の確定に伴う報告書 (様式第11号)の提出が必要になります。しかし,この報告書は,補助金精算後におこなっ た確定申告に基づく報告となり,報告漏れや,補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点 から,次のとおり取り扱うものとします。

原則, 交付申請書の補助金申請額算定段階において, 消費税等は補助対象経費から除外して 補助金額を算定し, 交付申請書を提出してください。

#### (3) 文書の保存

補助事業者は、補助事業にかかる経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備して、補助事業終了後の翌年度から5年間(令和11年3月31日まで)保存しなくてはなりません。

#### (4) 事業成果の報告

補助事業者は、補助事業終了後の翌年度から5年間、本事業の成果を報告していただくこととなっております。別途、本市から御案内いたしますが、毎年度2月末日までに必ず報告書を提出してください。(報告書様式は15ページのとおり)

### 8 応募書類の提出

#### (1) 事業の募集期間

令和5年4月28日(金)から令和5年7月14日(金)17:00まで

#### (2) 提出方法

旭川市経済部産業振興課宛に電子メールで提出してください。

提出先:産業振興課アドレス: sangyo\_hojo@city.asahikawa.hokkaido.jp

※申請書受理の返信メールをもって応募完了となりますのでご注意下さい。

※メールの送信容量が 4 MB を超える場合は、市で受信エラーが発生するため、事前にご相談ください。

電子メールでの提出が難しい場合は、電磁的記録媒体(CD,DVD,USBメモリ等)を直接持参してください。

### (3) 問合せ先

旭川市経済部産業振興課 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階 電話65-7047

- (4) 必要書類(電子データで提出して下さい。)
  - ①交付申請書(様式第1号)
  - ②事業計画書(様式第1号-1)
  - ③事業予算書(様式第1号-2)
  - ④交付申請確認及び誓約書(様式第1号-3)
  - ⑤【法人の場合】法人の全部事項証明書あるいは登記簿謄本

【個人事業主の場合】個人事業の開廃業等届出書または確定申告と住所を証明できるものなど1年以上の操業が確認できる書類

⑥市税の納税証明書(完納)補助金申請時点で最新のもの

(市役所総合庁舎2階税務部税制課諸税係窓口又は市役所各支所の窓口で交付を受けてください。<u>なお、納税証明書は2種類ありますので、窓口で「市税の滞納がないことを証明する書類」であることを伝えてください。</u>)

(7)【該当者のみ】特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書

(5) 記入方法及び記入例 提出年月日を元号 様式第1号 から記入してくだ さい。 旭川市スタートアップ支援補助金交付申請書 令和〇年〇月〇〇日 「所在地」は事業者の主たる事務所を記入 します。本社でない場合は、本社所在地を (宛先) 旭川市長 カッコ書きで併記してください。 申請者 所在地 旭川市〇条通〇丁目 「代表者」には、氏名の前 名 称 株式会社〇〇〇 に「代表取締役」等の肩書 代表者(職氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇 きも記入してください。 押印は不要です。 旭川市スタートアップ支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、旭川市スタート アップ支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。 1 事業の名称、目的、内容等 「事業計画書」(様式第1号-1)、「事業予算書」(様式第1号-2)及び 「交付申請確認及び誓約書(様式第1号-3)」のとおり 着手年月日は、令和5年4月1日以降、 2 事業の着手及び完了予定時期 完了年月日については令和6年1月31日 令和〇年〇〇月〇〇日 以前にしてください。 令和○年○○月○○日 完 了 3 補助金交付申請額 金〇〇〇,〇〇〇円 様式第1号-2(事業予算書) 「1 収入 ②補助金」 と同じ金額を記入してください。 ※千円未満切捨て

### 様式第1号-1

## 旭川市スタートアップ支援補助金事業計画書

## 1. 申請者の概要

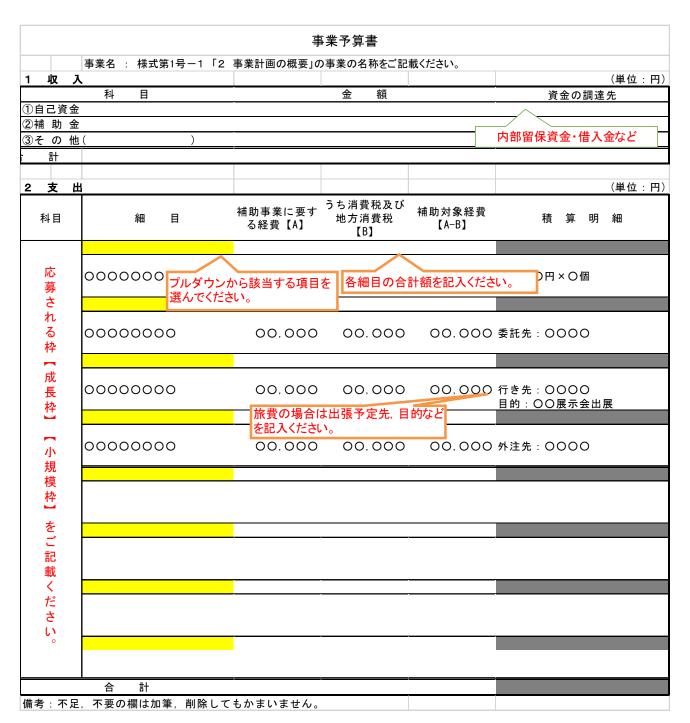
設	立 年	月	日		年	月	日	
資	本		金					
従	業		員					
業			種					
担	当	者	名	部署				担当者
				電話				FAX
				E-mail		@		

## 2. 事業計画の概要

2. 争耒計画の概要	
事業の名称・応募枠	※(例)新製品販路開拓プロジェクト等をご記載ください。
	応募される枠に〇をつけてください。
	【成長枠】・・【小規模枠】
事業の概要	
	※150 字程度で簡潔にご記載ください。
A LL o Imper	
会社の概要 及び	
事業の内容	※会社設立目的、取り組んでいる事業、今回補助金を活用して取
7.0714	り組む事業について具体的にご記載ください。
実施スケジュール	
	※スケジュールをご記載ください。
将来性	
	※将来の事業展開についてご記載ください。
【成長枠のみ記載】	
地域経済波及効果	※他業種他産業への影響等についてご記載ください。
【成長枠のみ記載】	※今後の正規雇用計画について雇用の要因、雇用予定人数など
雇用性	具体的にご記載ください。

※記入欄は適宜調整して御使用ください。事業計画書は5ページ以内にして下さい。

様式第1号-2



## 別表 (宿泊費上限)

## (国内旅費)

	甲地方	乙地方	
宿泊料 (円/泊)	10,900 (消費税・地方消費税抜の額)	9,800 (消費税・地方消費税抜の額)	
地域区分	東京都特別区, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 広島市, 福岡市	左記以外のすべて	

## (国外旅費)

			指定都市	甲	Z	丙
宿泊	料(円/	'泊)	19,300	16,100	12,900	11,600
	北米(ア	メリカ合衆国, カナダ)	ロサンゼルス, ニューヨーク, サンフランシスコ, ワシントン D.C	0		
	56 J.J.	西欧(イギリス, フランス, ドイツ, イタリア, 北欧四か国等)	ジュネーブ, ロンドン, パリ	0		
	欧州	東欧(ロシア, ポーランド, チェコ, ハンガリー等)	モスクワ		0	
地	中近東		アブダビ, ジッダ, クウェート, リヤド	0		
域区分	アジア	東南アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、フィリピン等)、韓国、香港等	シンガポール		0	
)   		南西アジア(インド等), アジア大陸(中国等), 台湾等				0
	中南米					0
		イ イオーストラリア,ニュージーランド, イア,ミクロネシア,メラネシア等)			0	
	アフリカ		アビジャン			0
	南極地均	或				0

## 旅費に関して実績報告書提出時に必要な書類です。

## 出張伺書兼出張命令簿

代表取締役	取締役	哥長	課長	担当	起案者	00 000	
印	印	印	印	印	起案日	令和〇年〇月〇日	
⊢lì	Fil			⊢lì	決済日	令和〇年〇月〇日	
用務先		北海道	00市				
出張期間	自	令和〇年〇月〇〇日		〇日間	出張用務	ものづくり支援補助金〇〇 〇〇事業の実施に必要な	
山水州间	至  令和〇年〇月〇〇日				山饭用物	○○○○○○業務のため。	
金額		00,	OOO円				

【旅行者】

所属:〇〇部〇〇課〇〇係

役職:課長

住所:〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名:00 000

出張者は、事業遂行における<u>必</u> 要最小限の人数で実施してくださ 出張は本補助事業の実施に必 要なものでなければなりません。

<b>旅行命</b> 4	旅行命令発令日		令和○年○月○○日		自 令和〇年〇月〇〇日	
רוות נואוגי	םנואנו	<b>市和〇年〇月〇〇</b> 日		至	令和〇年〇月〇〇日	〇日間
月日	発地	経路 着地		宿泊地	用務	備考
〇月〇〇日	00	00 00		000	000000	
0月00日 00		00	0		000000	

## 旅費に関して実績報告書提出時に必要な書類です。

				旅	費計算書				
日 程		鉄道賃		机任	et nn 任	<b>士任</b>	宿泊料		/##. #Z.
月日	用務地	運賃	急行料金	船賃	航空賃	車賃	宿泊数	金額	備考
	00市~00市	00~00	00~00	~	〇〇空港~〇〇空港	//~			
〇月〇日		OOkm	ОООМ	Р	OO, OOOĦ		O泊	O泊 OO, OOO円	
		О, ОООЖ							
	00市~00市	00~00	00~00	~	〇〇空港~〇〇空港				
〇月〇日		OOkm	000Я	——————————————————————————————————————	OO, OOOĦ	航空賃に	ついては	,複数(2者J	以上)の旅行 │
		О, ОООМ				代理店の.	見積書,	または、イン・	ターネット等
		~	~	~	~	で航空券を	を取得す	る場合は、贈	よう はない はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ
		km				数(2者以	上)比較	検討したこと	が確認でき
		Ħ	円		T H	る画面をプ	プリントア	ウトしたもの	が必要とな
		~	~	~	~	ります。			
		km	_		_		· pantoantoantoantoan		
		円	円		刊 円	B			
		~	~	~	~	~			
		km			円 円	В	· 泊	円	Ħ
		円	円		円	H			
		~	~	~	~	~			
		km		F	円 円	Н	泊	Ħ	
		円	円						
J. =1			0.000=	О, ОООМ	OO, OOO円	Я	○泊		が事なたと
小 計		О, ОООН						00,000円	消費税抜き
			旅費合計						OO, OOOM

## 旅費に関して実績報告書提出時に必要な書類です。

### 出張報告書

代表取締役	取締役	部長	課長	担当報告者		報告者
rn.	印	印	印	印	所属	〇〇部〇〇課〇〇係
印					氏名	00 000

○月○日から○月○日まで出張しましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

記

1. 用務先

北海道〇〇市

2. 出張期間

令和〇年〇月〇〇日~令和〇年〇月〇〇日 〇日間

3. 出張用務

○○○○事業の実施に必要な○○○○○業務

4. 内容

①〇〇〇〇展示会打合せ

日時:〇月〇〇日〇〇時〇〇分~〇〇時〇〇分

場所:北海道〇〇市〇〇町〇〇番〇〇ドーム

先方対応者:〇〇 〇〇〇,〇〇 〇〇

【概要】

○○○○展示会についての打合せを行い、○○○層をターゲットとした販促物の作成やより多くの来場者

に注目してもらうために動画を作成することとした。なお、より効果的にPRするためにパンフレットを刷新し、

○○部作成することとなり、早急にデザイン案を作成してもらうよう依頼した。(資料については別添参照)

2000の視察

日時:〇月〇〇日〇〇時〇〇分~〇〇時〇〇分

場所∶北海道○○市○○町○○番○○会議場

先方対応者:〇〇 〇〇

【概要】

○○○の視察を行い、○○業界における注目アイテムや売れ筋商品をリサーチした。弊社でも○○など

を共同開発できれば〇%の売り上げにつながると確信し、先方と〇月〇〇日に商談することとなった。

出張者, 用務先, 日付, 目的のほか, いつ, 誰と, どこで, 何をしたかを詳細に記載してください。

本補助事業以外の用務が含まれる場合も省略せずに記載してください。

## ※事業採択後の状況調査で必要な書類です。

## 6ページの7(4)参照

# 状況報告書

企業名(屋号)	株式会社〇〇〇						
代表者(職氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇						
所在地							
設立年月日	年 月 日						
資本金							
従業員							
業種							
担当者名	00 00						
• 部署							
・電話番号	00-000						
・FAX番号	00-000						
・E-mail アドレス	OO@OO. co. jp						
採択年度	令和〇年度 ※採択年度を御記入ください。						
事業の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※採択時の事業名を御記入ください。						
前期売上高(決算期)	〇億円(令和〇年〇月期) ※前期売上高と決算期を御記入ください。						
事業の成果について	新製品・新サービスの展開状況や販路拡大活動など、補助事業完了後の取り組み状況について、具体的に御記入ください。 (記載例) ・新製品を年間〇〇社納品済、新サービスの利用者は延べ〇千人、〇〇社と商談中、〇〇展に出展、作成したチラシを増刷など。(補助金を活用した成果をお書きください。)						
地域経済波及効果	市内の事業者や雇用などにどのような影響があったか、具体的に御記入ください。 (記載例) ・新製品/新サービスの展開により、「市内の〇〇事業者との取引件数が〇〇件増加した」「新たに〇〇名雇用した」「市内の年間観光客数の増加に寄与した」など						
事業完了後の動向	令和〇年〇月 自社ホームページ更新 令和〇年〇月 ECサイト〇〇で自社商品の出品販売開始 令和〇年〇月 東京ビックサイトで開催された〇〇〇展に出展						